

事務所通信

2015年3月号 No.117



(3月14日から運行開始です!)

CONTENTS

- | | | | |
|----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 時事 | P4 |
| … 企業の使命を果たす! | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 消費税の簡易課税制度 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 3月3日は「耳の日」です | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

企業の使命を果たす！

企業が持つ三つの使命

業種が何であれ、企業には次の三つの使命がある、とされています。

- 一 **社会性**…… 人を雇う。雇用機会を社会に提供する。
- 二 **収益性**…… 適正利益をあげ、納税を通じて国や地域の発展に寄与する。
- 三 **教育性**…… 人を育てる。人材を立派な社会人に育成する。

ところが今、多くの会社がこの使命を果たさず、全く逆のことをしています。「人を雇う」のではなくリストラし、「適正利益をあげる」のではなく赤字を出し、「人を育てる」のではなく教育研修費を削減し、人を育てないのです。このような会社はつぶれるべくしてつぶれる会社だ、と考えています。

立派な社会人に育てよ！

固定費削減という名のもとに何でもかんでも経費を削減する経営者がいます。これは経営ではなくケチと言います。大切なことは、かけるべき経費と削減すべき経費を明確にすることです。かけるべき経費とは**研究開発費・教育研修費・広告宣伝費**です。これらを**“戦略費”**もしくは**“3Kの経費”**といいます。ところがこれらの経費が一番削減されやすいのです。今売れている製品が三年先、五年先に売れ続けるという保証はありません。競合他社からさらに便利で、さらに安くてよい製品が販売されるかもしれません。だから研究開発費をかけて次なる製品を開発しなければなりません。

また、**教育研修費**をかけて人を育てなければなりません。ところがほとんど、あるいは全くと言っていいほど教育研修費をかけていない会社があります。そのような会社の社長に限り「人が育たない」と言って嘆くのです。そのような会社は次のようなダメサイクルになっています。教育研修費をかけない→人が育たない→売上があがらない→だから教育研修費をかけられない

社員が育つにはお金と時間がかかるものです。人材投資ほど確実な投資はない、と考えています。しかし、「そんなにお金と時間をかけてやめられたらどうするんだ」と言う社長がいます。人を育てるのは**“会社のため”**という狭い考えではなく、**“企業の一つの使命である”**という認識を持ってください。その社員がたとえ、あなたの会社を辞めたとしてもその社員の人生にとってその研修が、その教育がプラスになればそれでいいではないですか！

「企業は人なり」—どうぞあなたの会社の社員を立派な社会人に育ててください。立派な社員のいる会社が社会に必要とされる立派な会社なのです。



消費税の簡易課税制度

平成26年度の税制改正により、平成27年4月1日以後開始事業年度から簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しが行われました。

改正の内容は以下のとおりです。

- ・ 金融業及び保険業を第五種事業とし、みなし仕入れ率を50%とする。
- ・ 不動産業を第六種事業とし、みなし仕入れ率を40%とする。

□ みなし仕入れ率の改正

事業区分	仕入率	従 前	改 正 後
第一種事業	90%	卸売業	同 左
第二種事業	80%	小売業	同 左
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業など	同 左
第四種事業	60%	第一種、第二種、第三種、第五種事業以外の事業	第一種、第二種、第三種、第五種 第六種事業 以外の事業
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業	運輸通信業、サービス業 金融・保険業
第六種事業	40%	—	不動産業 (注)

(注) 不動産業で第五種事業から第六種事業に区分替えになるのは、不動産賃貸業、不動産管理業、不動産仲介業であり、改正前から第一・第二種事業に区分されている購入したその不動産をそのまま販売する事業及び第三種事業に区分されている購入した不動産にリメイクして販売する事業は変更ありません。

○簡易課税制度の改正に係る経過措置

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出消費税申告書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入れ率が適用されます。

3月3日は「耳の日」です

3月3日は日本耳鼻咽喉科学会が定める「耳の日」です。

日常生活において大切な働きを担ってくれている耳の健康について考えてみませんか？

■こんなときは耳鼻咽喉科を受診を

耳の不調を感じたら、まずは耳鼻咽喉科を受診しましょう。

- ・耳が塞がった感じがする
- ・音が響いて聞こえる
- ・めまいがする
- ・耳鳴りがする
- ・耳が痛い
- ・普段と違う耳垢（みみあか）がとれる

■耳の掃除を正しくできていますか？

耳を掃除するときには、つぎの点に注意して行いましょう。

耳の掃除の目安として、2～3週間に1回程度にしましょう。なお、耳垢には皮膚を保護したり、虫の侵入を防ぐ役割もあるので、掃除し過ぎないことも大切です。

耳の掃除には耳搔きや綿棒を使いましょう。マッチ棒や爪楊枝など耳掃除用でない物は、使うと外耳道を傷つけてしまいます。

使用後の耳搔きは、アルコールが含まれたウェットティッシュで拭くなどして清潔に保管しましょう。ペン立てに挿して置くなどすると雑菌が繁殖して不衛生になります。

■「聞こえ」を悪くする生活に注意しよう

耳の病気がなくても、大きな音を長時間、聞き続けることや、疲労や過度のストレスにより聴力がダウンする場合があります。正常な「聞こえ」を保つには、次の点に注意しましょう。

- ・大きな音がする場所や、ヘッドホンの大音量は避ける
- ・年に1回は「聴力検査」を受ける
- ・疲労やストレスを溜めない
- ・適度な運動、バランスのよい食生活を続ける
- ・良質な睡眠(休養)をとる

季節の変わり目には体調を崩しやすいといわれています。この機会に、耳の健康についても定期的なチェックを心掛けたいものです。



いよいよ、待ちに待った新幹線が開通！
後は関西方面とつながれば、さらに新たな時代が

「新たな時代」と言えば、な、な、なんと

渋谷区では、同性カップルを

「結婚に相当する関係」と認めて証明書を

発行する条例案を区議会に出すそうです



条件は渋谷区内に住む20歳以上の方で、お互いに
後見人となる契約を交わしている等

さらに、さらに、そのカップル以外の渋谷区に住んでいる
区民や事業者にも、証明書があれば夫婦と同等
に扱うように協力を求めるそうです

また、世田谷区も検討中とか



もちろん、法律的には認められていませんので



当方の業務には今のところ関係ありませんが
そのうち、配偶者控除とか、相続人になる
日が来るかもしれません

新幹線が全線開通するよりも早かったりして！！

個人市民税Q & A

Q1 市民税県民税の「所得割」と「均等割」とはなんですか？

A1 市民税県民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」とがあります。また、均等割については東日本大震災を教訓とした防災・減災事業への臨時財源として、平成26年度から平成35年度までの10年間、1,000円引き上げとなり年額5,000円となっています。

Q2 市民税県民税の徴収方法が口座引き落としから給与天引きに変更になったのですか？

A2 給与所得者の市民税県民税は事業主（給与支払者）が給与から天引きし、納付することが法律で義務付けられています。市と県では、天引きを実施していない事業主にも、原則として本年度（平成26年6月）から給与天引きに順次移行していただくこととしました。

Q3 前年中はまったく収入がなく、家族の扶養にも入っていないのですが、市への申告は必要ですか？

A3 必要です。市への市民税県民税申告がない方は未申告となり、国民健康保険税の軽減の判定ができない、所得証明書が発行できないなど、各種行政サービスを受ける際に影響があります。

糸魚川市HPより

< 堀 田 >

研修予定

日	時	研修内容	場所	講師	参加費
今月のテルモ経営研究会はお休みします。					

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。



お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



ただいま

「ただいま」の語源は、「たったいま」で、元は「たったいま 帰りました」と丁寧に言っていたが、短縮されて、「ただいま」になったようだ。

教育モチベーションカレンダーより

(担当：こばやし)



休日カレンダー



3月(弥生) March

日	月	火	水	木	金	土
1 山口・丸田	2	3	4	5	6	7
8 伊藤・田中	9	10	11	12	13	14
15 小林	16	17	18	19	20	21 春分の日
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ 確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

3月の税務

3月10日 平成27年2月分の源泉所得税・住民税の納付

3月16日 平成26年分の所得税確定申告・損失申告

個人の青色申告承認申請書等の提出

贈与税の申告、納付

個人住民税・事業税の申告

3月31日 個人事業者の消費税等確定申告

平成27年1月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付

平成27年7月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付

3月決算法人の消費税等各種届出書提出



◆◆ あとがき ◆◆

いよいよ今月北陸新幹線が開通します！東京行きがますます便利になりました。乗り換え時のダッシュも不要です。しかし東京からの帰りの最終便の時間が以前と変わらないことが私としては残念なところです。まだしばらくは仕事の繁忙期中のため走っている姿を眺めるだけになりそうですが、落ち着いたら遠出の計画を立てたいです。

〈 田 中 〉